

# 山形県健康診査実施要領

昭和 62 年 8 月 5 日制定  
平成 元年 12 月 27 日一部改正  
平成 3 年 1 月 10 日一部改正  
平成 4 年 6 月 25 日一部改正  
平成 6 年 10 月 17 日一部改正  
平成 7 年 12 月 15 日一部改正  
平成 9 年 4 月 1 日一部改正  
平成 10 年 1 月 21 日一部改正  
平成 10 年 4 月 1 日一部改正  
平成 12 年 4 月 1 日一部改正  
平成 13 年 4 月 1 日一部改正  
平成 14 年 4 月 1 日一部改正  
平成 14 年 7 月 1 日一部改正  
平成 15 年 4 月 1 日一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日一部改正  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
平成 19 年 5 月 25 日一部改正  
平成 20 年 5 月 22 日一部改正  
平成 21 年 12 月 7 日一部改正  
平成 24 年 11 月 8 日一部改正  
平成 25 年 3 月 12 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 12 月 9 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日一部改正  
平成 30 年 3 月 28 日一部改正  
平成 31 年 3 月 26 日一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正  
令和 5 年 3 月 31 日一部改正  
令和 5 年 11 月 6 日一部改正  
令和 6 年 3 月 15 日一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当た

っては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）、「健康増進事業実施要領」（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331026 号厚生労働省健康局長通知。以下「厚生労働省実施要領」という。）並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 一 種類別実施内容等について

### 1 特定健診

特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別表 1 から 3 のとおりとする。

また、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム」（平成 28 年 12 月 20 日健長第 1093 号健康福祉部長通知）による糖尿病及び慢性腎臓病に関する受診勧奨値該当者について、保険者は糖尿病・慢性腎臓病連絡票及び糖尿病・慢性腎臓病精密検査回報書（別記様式第 1 号を参考とする。以下「回報書」という。）を交付し、精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し保険者に通知する。

### 2 胃がん検診

#### (1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する 50 歳以上の者を対象とする。

ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40 歳以上の者を対象としても差し支えない。なお、受診を特に推奨する者を 50 歳以上 69 歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

#### (2) 検診内容

##### ア 問診

問診項目は別表 4 を参考にする。

##### イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。

#### (3) 検診間隔

原則として同一人について 2 年に 1 回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年 1 回実施しても差し支えない。

#### (4) 実施体制

##### ア 胃部エックス線検査

撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低 8 枚とする。

##### イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検診マニュアルを参考に行うこと。

#### (5) 指導区分

##### ア 異常なし

##### イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患

（なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする）

##### ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ

#### (6) 結果の通知等

##### ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後 20 日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第 2 号を参考にする。以下「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、

あわせて要精検者に対する主治医あての胃がん検診結果連絡票（胃部エックス線検査の結果については別記様式第3号、胃内視鏡検査の結果については別記様式第4号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に精密検査の必要性の有無を附して、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。

(7) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び胃がん検診精密検査回報書（胃部エックス線検査は別記様式第3号、内視鏡検査は別記様式第4号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、要精検者について、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(8) 胃がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

3 子宮がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を20歳以上69歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は別表5を参考とする。

イ 視診及び双合診

ウ 子宮頸部細胞診

エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）

問診の結果、最近6か月以内に、

①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）

②月経異常（過多月経、不規則月経等）

③褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することができる。

(4) 判定及び指導区分

検診結果の判定及び指導区分は別表6及び別表7により行う。

(5) 結果の通知等

ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にする。以下「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての子宮がん検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後 2 週間以内に精密検査の必要性の有無を附して、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月 15 日までに通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び子宮がん精密検査回報書（別記様式第 6 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、要精検者について、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施

市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。

4 肺がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を 40 歳以上 69 歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

(2) 検診内容

ア 質問

質問項目は、別表 8 を参考とする。

イ 胸部エックス線写真の読影

胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。

ただし、間接写真は 100 ミリミラーカメラを用い、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いて 120kV 以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力 125kV 以上の撮影装置を用い、110kV 以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。

(ア) 二重読影

十分な経験を有する 2 名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表 9 によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。

(イ) 比較読影

過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表 9 によって行う。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 対象者

質問の結果、原則として 50 歳以上で喫煙指数（1 日の本数×年数）600 以上の者（過去における喫煙者を含む）。

(イ) 検査方法

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低 3 日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表 10 によって行う。

(3) 指導区分

質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。

ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。

イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。

(4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後 28 日以内に肺がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第 7 号を参考にする。）により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての肺がん（呼吸器）検診結果連絡票（別記様式第 8 号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び肺がん（呼吸器）検診精密検査回報書（別記様式第 8 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、「肺がん疑い要精検」のほか「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。

## 5 乳がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の女性を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を 40 歳以上 69 歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は、別表 11 を参考とする。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）

40 歳以上 50 歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の 2 方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。

50 歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。

ウ 視診及び触診（以下「視触診」という。）

推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき 2 年に 1 回検診を実施する。

(4) 指導区分

乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。

(5) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後 20 日以内に乳がん検診票（別記様式第 9 号を参考にする。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての乳がん検診結果連絡票（別記様式第 10 号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び乳がん検診精密検査回報書（別記様式第 10 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、要精検者について、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳房を意識する生活習慣「ブレスト・アウェアネス」の重要性など乳がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。

## 6 大腸がん検診

### (1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を 40 歳以上 69 歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

### (2) 検診内容

#### ア 問診

問診項目は、別表 12 を参考とする。

#### イ 便潜血検査

免疫便潜血検査 2 日法とする。

### (3) 指導区分

大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

### (4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後 20 日以内に大腸がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第 11 号を参考にする。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての大腸がん検診結果連絡票（別記様式第 12 号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

### (5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び大腸がん検診精密検査回報書（別記様式第 12 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、要精検者について、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

### (6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。

## 7 総合がん検診

### (1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する者を対象とし、節目検診として実施する。

### (2) 実施方法

2 から 6 までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。

### (3) 検診内容

2 から 6 までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。

### (4) その他

「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については 2 から 6 に定めるところに準じて実施するものとする。

## 二 実施手続きについて

特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。

### 1 がん検診の実施機関について

市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。

(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。

(2) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。

## 2 実施計画の策定について

がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。

(1) 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第13号）を策定し、11月末日まで検診実施機関に提出する。

(2) 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。

なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。

(3) 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないように、必要に応じ、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。

## 三 報告について

1 市町村長は、がん検診について毎年8月10日までにがん検診実施成績表（別記様式第14号。以下、「成績表」という。）を保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめるうえ毎年8月末日まで山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長（以下「県がん対策・健康長寿日本一推進課長」という）に提出するものとする。

3 県がん対策・健康長寿日本一推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。